

反社会的勢力に対する基本方針

当社は、反社会的勢力による不当要求に対して毅然とした態度を堅持しこれを拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、社会の信頼を維持し健全な企業経営を実現するために基本方針を定めています。

1. 組織全体での対応

反社会的勢力からの不当要求に対しては、担当者や担当部署だけに任せずに、組織全体として対応します。また、反社会的勢力からの不当要求に対応する当社の役職員の安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力への対応に備え、平素から、警察署、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を図ります。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含め、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力による不当要求には応じません。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力の不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠ぺいするための裏取引は絶対に行いません。また、反社会的勢力への資金提供は絶対に行いません。

<変更・廃止手続>

本方針の変更及び廃止は、取締役会の決議により行います。

<附則>

本方針は、平成 28 年 2 月 23 日から適用します。

以上